

「新しい生活様式」を踏まえた
スポーツ少年団活動ガイドライン
(令和3年6月14日時点)

1 基本方針

- スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、
- ①密閉、密集、密接の「3密」を避ける。
 - ②こまめに手洗いや消毒を行う
 - ③周囲の人との間隔をあける。
 - ④スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する。
- など、「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策を徹底する。

2 「新しい生活様式」を踏まえた具体策

- (1) 活動前に自宅や活動場所で必ず検温・健康観察を励行し、熱や息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合には、参加を見合わせること。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数(団員、指導者、保護者等)が集って密集した活動になることを徹底して避けること。(更衣室、休憩・待機スペース、手洗い所(トイレ)は、一度に入室する人数を制限したり、動線を工夫したりすること。大会・交流試合等は、必要に応じて開・閉会式の割愛、分散開催等も考慮すること。)
- (3) スポ少活動の前後に、石けんによる手洗い(ポンプ型が望ましい)やアルコール等による手指消毒(消毒液の設置)を行い、必要に応じて、多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用すること。
(運動・スポーツ時にはマスクを着用しなくてもよいが、その場合には感染防止に必要な身体的距離を確保すること。マスク着用時には、呼気が激しくなるような運動・スポーツは避けること。)
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあけ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) ふだんのスポ少活動は、より短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。
- (8) 活動途中に集団でまとまって食事を摂らないこと。また、大人数、長時間の会食(母集団等における飲酒を伴う会食含む)は、当面の間控えること。
- (9) 練習等において、保護者や関係者が見学する場合も、十分な感染症対策を講じること。また、直近に県外との往来があった場合には、活動場所への立ち入りを控えてもらうこと。
- (10) 県外の大会への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。

- ・「真にやむを得ない場合」とは、日本スポーツ少年団が主催する全国・東北大会とする。
- ・中央競技団体等が主催する全国・東北大会に参加する場合には、当該市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課に必ず報告・相談すること。
- ・上記大会への参加については、団員の保護者の同意を得た上で、各団並びに各競技団体の責任の下、慎重に判断するとともに、参加する場合は、考えられる最大限の感染防止対策を講じること。

- (11) 県外への練習試合や遠征、県外の団を招いての活動、宿泊を伴う活動(合宿等)は、当面の間控えること。
- (12) 中央競技団体は、隨時「競技別ガイドライン」の改訂を進めており、その動向を常に注視し、最新の感染防止策を講じること。
- (13) このほか、市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の順守を最優先すること。

※アンダーライン部分が、今回の主な変更点